

令和5年第1回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年1月20日（金） 午前10時～
早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | |
|--------------------------|---------|
| 議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第2号 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 3 |
| 議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 4 |

2 そ の 他

- | | |
|---|----------|
| ・ 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正について | ・・・ P. 6 |
| ・ 市議会議員一般選挙における選挙長の推薦等について | ・・・ P. 6 |
| ・ 福岡県議会議員一般選挙に係る地方書記室の設置及び選挙長事務等の管理執行について | ・・・ P. 6 |
| ・ 今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 6 |

議案第1号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 577 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 233 人 |
| | 市外転出者 | 344 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年1月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和4年12月1日から令和4年12月31日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年8月1日から令和4年8月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	123	110	233
転出	184	160	344
合計	307	270	577

議案第2号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 2人
 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和5年1月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第3号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年1月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇伊彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 2人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙2のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和5年1月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R4. 12. 1現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R5. 1. 20) の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	39	2	0	0	2	41
女	74	0	0	2	▲ 2	72
計	113	2	0	2	0	113

そ の 他

- ・最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正について

別紙３のとおり

- ・市議会議員一般選挙における選挙長の推薦等について

別紙４のとおり

- ・福岡県議会議員一般選挙に係る地方書記室の設置及び選挙長事務等の管理執行について

別紙５のとおり

- ・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第２回	定例	２月20日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第３回	定例	３月１日（水）	午前10時	
第４回	臨時	３月30日（木）	午前10時	早良区役所 応接室